

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育推進室 平成 28 年 7 月 5 日
〒577-8521 東大阪市荒木北一丁目 1 番 1 号 TEL06-4309-3268~9

- 東大阪市学校教育基本目標
すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を
- 東大阪市学校教育重点目標
 - 総合的視点に立つ教育の推進
 - 人間尊重に徹した人権教育の実践
 - 信頼にこえる学校園経営
 - 学校園・家庭・地域の協働

大阪府自転車条例が施行されました



平成 28 年 4 月 1 日、「大阪府自転車の安全で適正な利用推進に関する条例」が制定されました。市教育委員会にも放課後や休日の自転車事故の報告が、4 月～6 月までに 10 件入ってきています。自転車は移動手段として便利な乗り物ですが、その反面、事故が起これば、加害者・被害者のどちらにもなりえるとても危険な乗り物です。この条例制定を機会に、もう一度、自転車の乗り方やマナーについて考えましょう。

①自転車保険の加入義務化（平成 28 年 7 月 1 日施行）

自転車に乗る人は、自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。また未成年者の場合はその保護者が加入の義務を負います。自転車事故と言っても、相手にケガをさせた場合の賠償金額は自動車事故と変わらず高額です。必ず加入するようにしましょう。自動車保険や火災保険などに特約を追加すれば、安価に加入できるものもありますので、現在の保険に特約がないかどうかを調べてみましょう。

②交通安全教育の充実(学校・家庭・職場)

園児児童生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭・職場における交通安全教育の実施に努めましょう。保護者は、自転車に安全に乗るための指導を行う必要があります。



③自転車の安全利用

65 歳以上の高齢者が自転車に乗る場合は、ヘルメットを着用する必要があります。また、13 歳未満の子どもが自転車に乗るときには、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。さらに反射板の装着、タイヤの空気圧、ブレーキの効きなど点検、整備を受ける必要があります。

④交通ルール・マナーの向上

自転車は自動車と同じ車両になります。ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。



自転車保険の加入義務化

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入が義務化されました。

～保険に加入しましょう～

<高額賠償事例>

賠償額 **9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。



条例の4本柱

自転車保険の加入義務化

交通安全教育の充実

7月1日施行

自転車の安全利用

交通ルール・マナーの向上

- 高齢者のヘルメット着用
- 自転車の点検及び整備
- 反射器材の装着



もずやん

交通安全教育



高齢者ヘルメット着用

65歳以上の高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。

※13歳未満の児童、幼児が自転車に乗るときは、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



交通安全教育の充実(学校・家庭・職場)

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭、職場における交通安全教育の実施に努めましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の自己点検のほか、異常を感じた際には、販売業者の点検整備を受けましょう。



非行防止・犯罪防止教室

非行防止・犯罪被害防止教室では、児童、生徒を対象に万引き等の犯罪についての話をはじめ、いじめ防止等に係るケータイ・スマホの使い方、飲酒・喫煙、薬物乱用（危険ドラッグ）の危険性等について、布施・河内・枚岡警察署や八尾少年サポートセンターから指導をして頂いています。

平成 27 年中の大阪府の少年非行状況については、刑法犯少年の検挙・補導人員は 4,808 人で、前年と比べ 1,131 人の減少となっています。内訳として、小学生が 238 人 (5.0%)、中学生が 2,148 人 (44.7%) となっています。この数字からも、少年非行の低年齢化傾向が見られ大変危惧しています。

子どもたちの行動の振り返りや規範意識を高めるための貴重な機会として、本市では全ての小中学校で非行防止・犯罪被害防止教室を実施しています。



連携教育推進協議会

第 3 回連携教育推進協議会が、6 月 7 日（火）（金岡会場）よりスタートしています。この協議会は、スクール・エンパワーメント推進事業校として学力向上の取組みを進めてきた花園中学校・新喜多中学校・金岡中学校・意岐部中学校を会場として、各校 2 回ずつ、全 8 回の実施を予定しています。

開催した各会場の協議会においては、学力向上支援コーディネーターを中心とした参加者が、熱心に授業の様子を見学する姿や、学力向上の取組みについて担当者に質問をする姿が見られました。また、各会場校の取組みについての感想・意見の交流や、テーマに基づいた協議を行い、小・中学校それぞれの取組みを互



いに活かせる組織づくりの大切さや卒業後の子どもたちの姿を見通した取組みを進めていくことの必要性について確認しました。